

3 その他（報告事項等）

(2) 板橋区景観条例及び施行規則について

区では、平成30年3月に策定した「板橋区都市づくりビジョン（以下「都市づくりビジョン」という。）」の実現に寄与することを目的として、住民、事業者及び行政が各々の役割を持ち、協働の都市づくりを推進する制度として、「(仮称)板橋区都市づくり推進条例」の制定を検討している。

この条例の制定に伴い、区民発意に係る都市づくりの制度を、一つの条例で一括で受け入れることとなるため、景観条例・施行規則にある区民発意に係る条文等を「(仮称)板橋区都市づくり推進条例」に統廃合するものである。

そのことによって、区民からは窓口の一本化となり、また、発意や取り組みの性質による整理・対応が明確となることで、これまで以上に景観まちづくりが円滑に推進することが期待される。

※裏面 統廃合のイメージ図

<統廃合のイメージ図>

